

# 社会福祉法人長久福祉会 生活介護事業所まごころ

## 指定共生型地域密着型通所介護 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようとしている指定共生型地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定共生型地域密着型通所介護サービスを提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人長久福祉会
代表者氏名	理事長 菊 知 充
主たる事務所の所在地等	〒922-0133 石川県加賀市山中温泉滝町リ1番1 電話番号：0761-73-1153
法人設立年月日	平成6年8月8日

### 2 指定共生型地域密着型通所介護サービスを提供する事業所

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	生活介護事業所まごころ
事業所番号	石川県 1710600162
指定年月日	令和 2年 1月 1日
事業所所在地	加賀市百々町81番地1
管理者	岩 尾 貴
連絡先	電話番号：0761-72-4545 FAX番号：0761-72-7030
通常の送迎の実施地域	加賀市
営業日等	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 ※ 送迎時間は午前8時35分～午前9時40分 午後3時00分～午後4時00分 ※ 土・日、1月1日～3日は休業とする。
利用定員	6名/日

### 3 指定共生型地域密着型通所介護事業所に併設する事業

事業の種類	事業所番号	指定年月日	定員
就労継続支援B型事業所はるかぜワーク	石川県 1710600162	平成19年4月	40名
就労移行支援事業所なないろワーク		令和2年 1月1日	
就労定着支援事業所なないろワーク			
生活介護事業所まごころ			
自立訓練（生活訓練）事業所あゆみ			

相談支援事業所かが 特定相談（一般相談・計画相談）／障害児相談支援 地域支援（地域移行支援・地域定着支援）	石川県 1730600036	令和1年 4月1日	—
相談支援事業所かが 自立生活援助	石川県 1710600576	令和1年 4月1日	—

#### 4 指定共生型地域密着型通所介護の内容等

##### (1) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、入浴・排せつ・食事・着替え等の介護、その他日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適切な地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿った運営を行います。</li> <li>・要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援します。</li> <li>・事業の実施にあたっては、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</li> <li>・利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のための措置及び体制の整備を行い、従業者に対する定期的な研修を実施する等の措置を講じます。</li> </ul>

##### (2) 施設の概要

構造	鉄骨造1階建	
延床面積	688.23㎡	
設備の種類	室数	面積等
作業室	1	203.4㎡
就労移行スペース	1	25.44㎡
自立訓練（生活訓練）スペース	1	19.44㎡
生活介護スペース	1	19.44㎡
食堂兼地域交流スペース	1	62.91㎡
男子トイレ	2	9.72㎡
女子トイレ	1	9.72㎡

多目的トイレ	1	3. 6 0 m <sup>2</sup>
職員トイレ (男子)	1	1. 8 0 m <sup>2</sup>
職員トイレ (女子)	1	1. 6 2 m <sup>2</sup>
厨房	1	1 5. 6 6 m <sup>2</sup>
ロッカー室	1	7. 2 0 m <sup>2</sup>
男子更衣室	1	5. 4 0 m <sup>2</sup>
女子更衣室	1	3. 6 0 m <sup>2</sup>
浴室・脱衣室	1	1 4. 5 8 m <sup>2</sup>
シャワー室	1	1. 9 8 m <sup>2</sup>
応接室兼面接室	1	9. 7 2 m <sup>2</sup>
面接室	2	7. 2 9 m <sup>2</sup> / 1 6. 2 0 m <sup>2</sup>
静養室	2	5. 4 0 m <sup>2</sup>

### (3) 事業所の職員体制

職種	員 数
管理者	1名
サービス管理責任者	1名以上
看護職員	1名以上
生活支援員	1名以上

## 5 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
共生型 地域密着型通所介護 計画の作成	<p>① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共生型地域密着型通所介護計画を作成します。</p> <p>② 共生型地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。</p> <p>③ 共生型地域密着型通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で交付します。</p> <p>④ 共生型地域密着型通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>
日 常 生 食事の提供及び 介助	<p>食事の提供を希望する利用者に対して必要な食事サービスを提供するとともに食事に関する適切な介助を行います。</p> <p>また、栄養状態に関する課題のある利用者には必要な助言を</p>

活上の世話		行います。 (食事時間) 昼食 午後12時～
	身体介護	日常生活動作の程度により、排せつ、移動、移乗、その他必要な身体の介護及び静養(休養)を行います。
	入浴の提供及び介助	家庭において入浴することが困難な利用者に対して、一般浴槽又は特殊浴槽による入浴サービスを提供します。また、衣類の着脱、洗身、洗髪、清拭(身体を拭くこと)、その他必要な介助を行います。
	健康状態の把握及び口腔ケア	健康状態の把握に努めるとともに、口腔衛生、摂食、嚥下機能に関する課題のある利用者に必要なケアもしくは助言を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練や利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを個別に提供します。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションやグループ活動、体操、趣味・行事的活動などを通じた訓練を行います。
相談支援		利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談支援を行います。

## (2) 共生型地域密着型通所介護従業者の禁止行為

共生型地域密着型通所介護従業者はサービスの提供にあたって次の行為はいたしません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
- ⑤ 利用者又は家族に対する宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料と利用者負担額(介護保険を提供する場合)について

- ① 介護保険からの給付サービスを提供した際は、原則として負担割合証に応じた負担額(1割又は一定以上の所得のある利用者は2割又は3割)となります。
- ② 介護保険給付の範囲を超えたサービス利用については全額自己負担となります。
- ③ 介護報酬の額は、厚生労働大臣が告示で定める額であり、これが改定された場合は、基本利用料、加算料金等が自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい料金について書面でお知らせいたします。

- ◆地域密着型通所介護費（別紙 1日あたりの金額・加算について）  
指定生活介護事業所が行う場合 所定単位数の7%減算（1日につき）して算定

◆その他の費用について

区分	利用料
① 食費	食事の提供にあたり、食材料費と調理に係る費用です。 昼食代 280円/日
② おむつ代	事業所で使用した枚数のみ請求いたします。 尿とりパット 1枚 30円 紙おむつ 1枚 120円 リハビリパンツ 1枚 160円 ※ なお、持ち込みも可能です。
③ その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）及び利用者の希望で提供するレクリエーション等にかかる費用については、実費負担となります。 また、利用中に利用者の故意又は過失により設備や備品の修繕が必要となった場合、原状回復のため修繕に要した費用を実費請求させていただきます。

6 利用料の請求及び支払方法について

介護保険適用の場合 利用者料、利用者負担額、 その他の費用の 請求方法等	①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月の合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛に渡します。
介護保険適用の場合 利用者料、利用者負担額、 その他の費用の 支払い方法等	①サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の上、毎月末日までに現金にてお支払いください。 ②領収書を発行いたします。領収書の再発行はできませんので、医療費控除の還付請求等にご使用になる場合は、ご注意ください。

- 要介護認定等の結果が出ていない状態で、緊急やむを得ず共生型地域密着型通所介護サービスを利用した場合は、保険適用の取扱いができないため、一旦サービス利用料の全額をお支払いいただきます。その場合については、事業所より発行されたサービス利用提供証明書を、市窓口に提出することで後日7割から9割が払い戻し

されます。

## 7 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 介護保険被保険者証の確認

サービスの提供に先立って、被保険者証に記載された被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 要介護認定等の支援

利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また居宅介護支援が利用者に行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

### (3) 共生型地域密着型通所介護画の作成等

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画に基づき、共生型地域密着型通所介護計画を作成します。なお、作成した共生型地域密着型通所介護計画は、利用者又は家族にその内容の説明を行いますので内容をご確認ください。

### (4) 指定共生型地域密着型通所介護の提供

サービスの提供は、居宅サービス計画及び共生型地域密着型通所介護計画に基づいて行います。従業者に対するサービスの提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業所が行いますが、実際のサービス提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分に配慮を行います。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

### (1) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者	岩尾	貴
-------------	-----	----	---

### (2) 成年後見制度等の利用支援を行います。

### (3) 苦情解決体制を整備しています。

### (4) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及に関する研修を実施します。

### (5) サービス提供中に、当該事業所従業者等又は養護者（現に利用者を養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

## 9 身体的拘束の防止について

### (1) 事業者は、利用者に対して身体的拘束及び行動制限を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に説明し、同意を得た上で必要最小限の範囲内で

行うことがあります。

- (2) 身体的拘束等を行った場合、その日時、理由及び利用者の様態等についての記録を行います。
- (3) 身体的拘束等の防止に取り組むための指針を整備し、従業者には身体的拘束等の防止に対する研修を実施します。

## 1 0 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密保持	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業者及び従業者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>○ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ul>
②個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他のサービス提供事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。</li><li>○ 利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他のサービス提供事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</li><li>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の自己負担となります。</li></ul>

## 1 1 保証人について

- (1) 利用契約の締結にあたり、保証人を求めることがあります。ただし、社会通念上、

利用者に保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。保証人は、これまで最も身近で、利用予定者のお世話をされてきた家族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

- (2) 保証人は、利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して極度額50万円の範囲内でその債務の履行義務を負うこととなります。
- (3) 保証人が死亡したり破産宣告を受けるなどした場合には、新たな保証人を立ていただき、改めて契約締結を行うこととなります。

## 1 2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定共生型地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定共生型地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 1 4 心身の状況の把握

指定共生型地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 1 5 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定共生型地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- (2) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記載した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に提供します。

## 1 6 サービス提供の記録

- (1) 指定共生型地域密着型介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を

請求することができます。なお、複写等にかかる費用は実費をご負担いただきます。

## 1 7 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名（岩尾 貴）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- (3) 年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 1 8 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 1 9 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する食器その他の設備は又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 上記以外に事業所は、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 2 0 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定共生型地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための面接を実施し、事情の確認を行います。
  - ② 苦情受付担当者は、把握した状況を他の従業者とともに検討を行い、対応を協議・決定します。
  - ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果報告を行います。内容により時間を要する場合につ

いてもその旨を連絡いたします。

事業所の 相談窓口	所在地：加賀市百々町81番地1 電話：0761-72-4545 FAX：0761-72-7030 受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分 苦情受付担当者：田中 知子・北地 美紀（サービス管理責任者） 苦情解決責任者：岩尾 貴（管理者）
第三者委員	寺井 優子 電話：0761-72-3551 西納 弘 電話：0761-78-2894 蔭西 操 電話：0761-72-0880（職場）
公的相談窓口	加賀市健康福祉部長寿課 電話 0761-72-7853 石川県国民健康保険団体連合会高齢者介護サービス110番 電話 076-231-1110 石川県運営適正化委員会（石川県社会福祉協議会内） 電話 076-234-2556

## 2.1 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	

## 2.2 その他事業所内での禁止行為等

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 事業所内の設備や器具について、本来の用法に従わないこと。
- (6) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (7) 所持金品は、自己責任で行うこと。
- (8) 利用者の責により、事業所の設備及び器具、物品等に破損及び損害が生じた場合は、利用者又はその家族に弁償を求める場合があること。

指定共生型地域密着型通所介護の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<重要事項説明日> 令和 年 月 日

<事業者> 事業者名 社会福祉法人長久福祉会  
代表者名 理事長 菊 知 充 ㊞  
住 所 石川県加賀市百々町 81 番地 1  
事業所名 生活介護事業所まごころ  
管理者名 管理者 岩 尾 貴  
説明者名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面に基づいて、事業者から指定共生型地域密着型通所介護の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意いたしました。

<利用者> 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞  
住 所 \_\_\_\_\_

<保証人・代理人> 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞ (続柄: \_\_\_\_\_)  
(家族の代表・成年後見人等)  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

<保証人> 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞ (続柄: \_\_\_\_\_)  
(その他の家族)  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<代筆者> 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞ (続柄: \_\_\_\_\_)  
住 所 \_\_\_\_\_